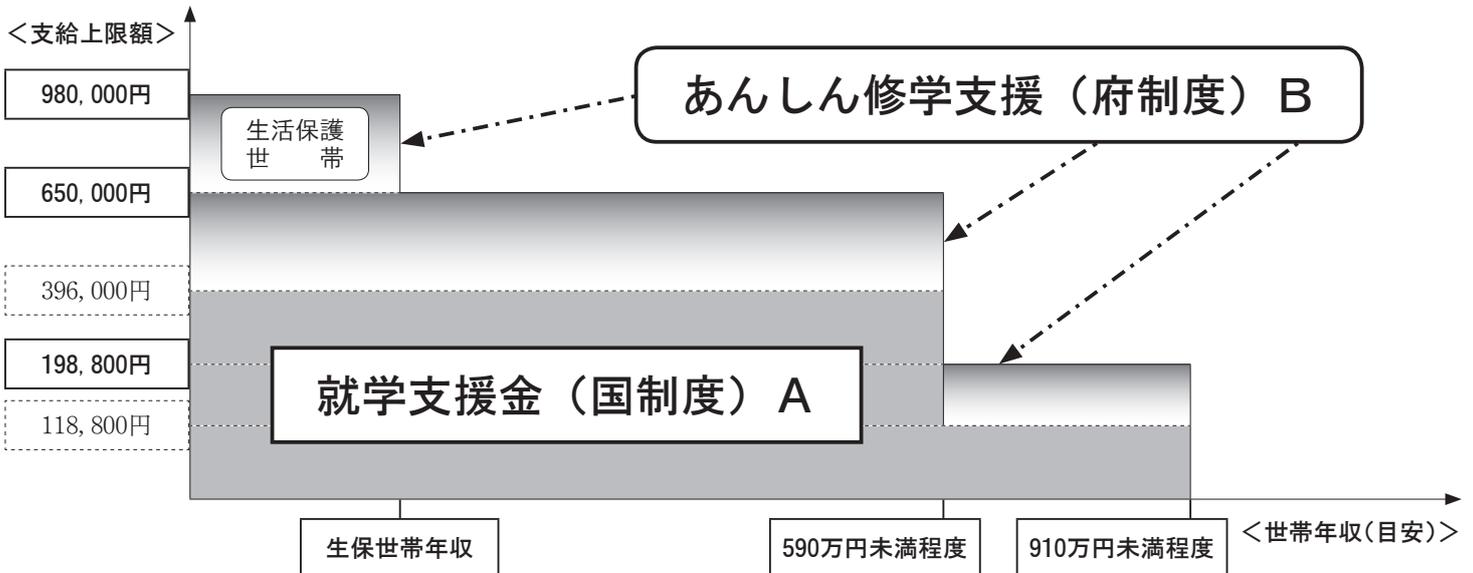


『学費のことで私立高等学校進学をあきらめないで！』

— 京都府内の私立高等学校の学費負担を軽くするために —

本パンフレットの諸制度は令和5年5月1日現在のものです。変更されることもありますので、ご承知おきください。

国・京都府の支援事業の概要



| ＜対象者＞ 世帯年収（保護者合算額） により支援 | 支援金額（年額） | | | 単位：円 |
|--------------------------------|----------------------------|---------------------------------|------------------|------|
| | 就学支援金制度 （国制度） （A） ※1 | あんしん修学支援制度 （京都府制度） （B） ※2 | 総支援額 （A+B） ※4 | |
| 世帯年収程度額（目安） ※3 | | | | |
| 生活保護世帯年収 | | 584,000 | 980,000 | |
| 年収590万円未満 | 396,000 | 254,000 | 650,000 | |
| 年収590～910万円未満 | 118,800 | ※5 80,000 | 198,800 | |
| 年収910万円以上程度 | 0 | 0 | 0 | |

- ※1 私立高校に在籍する生徒であること
- ※2 京都府内の私立高校（認可校）に在籍する京都府民の生徒であること
- ※3 両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合の目安（個別には、P4参考をご覧ください）
- ※4 通信制については履修単位、履修期間によって支給額が異なります。
- ※5 京都府内の全日制高校に兄弟姉妹が同時に在籍する場合は加算あり

◎ 対象者の判定基準

| 判定基準 | 対象年収対応額 ※2 | |
|------------------------------------|------------|------------|
| | 年収590万円未満 | 年収910万円未満 |
| 課税標準額×6%－市町村民税調整控除額 （保護者合算額） ※1 | 154,500円未満 | 304,200円未満 |

- ※1 政令市にお住まいの場合は、市町村民税の調整控除額に3/4を乗じます。
- ※2 両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合の目安（個別には、P4参考をご覧ください）

※問合せ先 京都府文教課（075-414-4516）

1 高校生等修学支援事業 (返還する必要があります)

修学金

| 事業名 | 高等学校等修学金貸与制度 | 修学支援特別融資利子補給制度 |
|---------|--|--|
| 対象者 | 生徒。親権者が京都府内に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 | 保護者。左記基準を超え、かつ主たる生計維持者(注1)の年収が別に定める所得基準額以下の方 |
| 貸与・支給 | 貸与(無利子貸付) | 利子補給 |
| 貸与又は融資額 | 月額 30,000円以内 自宅外は5,000円加算可 (注2) | 一括 1,080,000円以内 分割各年度 360,000円以内 |

修学支度金

| 事業名 | 高等学校等修学支度金貸与制度 | 修学支度金特別融資利子補給制度 |
|---------|--|---|
| 対象者 | 生徒。高等学校等修学金の貸与(貸付)を受け、主たる生計維持者(注1)の年収が150万円未満の場合 | 保護者。高等学校等修学金の貸与(貸付)を受け、主たる生計維持者(注1)の年収が150万円以上の場合 |
| 貸与・支給 | 貸与(無利子貸付) | 利子補給 |
| 貸与又は融資額 | 250,000円定額 | |

(注1)「主たる生計維持者」とは、保護者(父母等)のうち所得の多い人。

(注2) 下記「2 ○支給の欄(1)奨学のための給付金」受給者は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。
※問合せ先 京都府高校教育課(075-574-7518)

2 その他の助成制度

○ 支給 (返還する必要はありません)

(1) 奨学のための給付金 (授業料以外の教育費負担を軽減するために)

対象者 7月1日現在(基準日)、保護者が京都府に居住する生活保護世帯及び住民税所得割非課税世帯(※)で平成26年度以降入学者のみ

※家計が急変し、急変後1年間の収入見込が住民税所得割非課税世帯相当となる場合も対象となります。

| 支給額 | ①生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている高校生 | 全・定・通 | 年額 |
|-------------------|--|----------|---------------------------|
| 住民税所得割非課税世帯(①を除く) | ②当該世帯に扶養されている高校生であって、次のいずれかに該当する場合 ○当該高校生が扶養されている2人目以降の高校生である場合 ○扶養されている当該高校生以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合 | 全・定 | 年額 152,000円 |
| | | 通 | 年額 52,100円 |
| | ③上記以外的高校生 | 全・定 通 | 年額 137,600円 年額 52,100円 |

※問合せ先 京都府文教課(075-414-4516)

(2) 高校生給付型奨学金

対象者は、①生活保護世帯
②市町村民税非課税世帯で母子、父子、児童、障害者、長期療養者の各世帯
①②とも 京都府内(京都市を除く)に居住する世帯

支給額は

①生活保護世帯

| 課程 | 入学支度金(1年生対象・1回のみ) | 奨学金(府外の私立高校対象) |
|-----|-------------------|----------------|
| 全日制 | 110,000円 | 19,000円(月額) |
| 定時制 | 69,000円 | |

②市町村民税非課税世帯

| 課程 | 入学支度金(1年生対象・1回のみ) | 奨学金(府外の私立高校対象) | 支援金 |
|-----|-------------------|----------------|-------------|
| 全日制 | 178,000円 | 33,000円(月額) | 60,000円(年額) |
| 定時制 | 137,000円 | 24,000円(月額) | |
| 通信制 | 45,000円 | | |

※「入学支度金」は「母子家庭奨学金等」(P3)などの入学時の助成制度と、「奨学金」は「修(就)学支援制度」(P1)などの授業料減免・学費軽減制度と、「支援金」は「奨学のための給付金」(P2)などの授業料以外の学用品購入等助成制度と併給調整を行います。また、併給調整の結果、支給されないことがあります。

※問合せ先 お住まいの地域の京都府保健所

(3) 母子家庭奨学金等

対象者 京都府（京都市を除く）に居住する母子家庭の生徒を扶養している母
支給額 奨学金 64,000円（年額） 入学支度金 35,000円

※問合せ先 お住まいの地域の京都府保健所

(4) 交通遺児奨学金等

対象者 京都府に居住する交通遺児家庭の生徒
支給額 奨学金 64,000円（年額） 入学支度金 35,000円

※問合せ先 京都府安心・安全まちづくり推進課（075-414-5076）

(5) 高等学校生徒通学費補助

対象者 京都府内居住者で生活保護法の通学のための交通費を受けていない方で、かつ、世帯全体の前年所得が①基準額未満②非課税で一か月通学費が控除額を超える方

支給額 {1年間の定期券等購入額－控除額(①22,100円又は17,000円②10,000円)×購入月数}×1/2(千円未満切り捨て)
※問合せ先 各私立高等学校

○ 無利子貸与（返還する必要があります）

(1) 生活福祉資金貸付金（教育支援費）

対象者 低所得者世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準世帯）
貸与額 教育支援費 自宅通学者 月額 30,000円以内（自宅外通学者 5,000円増し）

※問合せ先 各市区町村の社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金）

対象者 京都府（京都市を除く）に居住する母子家庭や父子家庭
貸与額 修学資金 自宅通学者 月額 45,000円以内（自宅外通学者 7,500円増し）

※問合せ先 お住まいの地域の京都府保健所

(3) 定時制課程及び通信制課程修学奨励金

対象者 京都府内の定時制・通信制在学者又は京都府内居住の広域通信制在籍者の内、就労しているが経済的理由により著しく修学困難で日本学生支援機構の奨学金貸与者以外の方

貸与額 定時制 29,000円（月額） 通信制 14,000円（月額）

③2ページ「2 ○支給の欄（1）奨学のための給付金」受給者は、その支給額に応じて貸付金の減額調整を行います。

※問合せ先 各私立高等学校

京都府内の市町村の助成制度

※詳しくは、各市町村にお尋ねください。

○ 給付（返還する必要はありません）

京都市

(1) 入学支度金（1年生のみ）

対象者 市民税非課税世帯（令和5年度分の受付は6月末まで）
生活保護受給世帯（令和5年度分の受付は5月1日まで）

| | | | | | |
|---------|----------|-------|----------|--------|----------|
| 支給額（年額） | 市民税非課税世帯 | 私立全日制 | 178,000円 | 私立定時制 | 137,000円 |
| | | 私立通信制 | 45,000円 | 私立専修学校 | 45,000円 |
| | 生活保護受給世帯 | 私立全日制 | 110,000円 | 私立定時制 | 69,000円 |

(2) 学用品購入等助成金

対象者 市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）

支給額（年額） 最大 144,000円

備考 2ページ「2 ○支給の欄（1）奨学のための給付金」と支給額を調整する場合があります。

※問合せ先 子ども家庭支援課分室

奨学金担当 075-251-1123

福知山市 入学支援金：通信制 22,500円 通信制以外 31,500円 学校教育課 0773-24-7040
(高校生給付型奨学金など受給の場合は不可)

通学費支援金 通学定期代の1/3（上限あり） 子ども政策室 0773-24-7011

舞鶴市 育英資金 学校教育課 0773-66-1072

入学支度金 全日制 178,000円、定時制 137,000円、通信制 45,000円

修学支援金 年額 60,000円

(入学支度金及び修学支援金は、高校生給付型奨学金など受給の場合は不可)

※国や京都府の同種の奨学金と併給調整

通学費補助金 通学定期運賃（通信制は所要額）、スクールバス経費の1/2以内

城陽市 奨学金（1年生のみ） 50,000円 教育総務課 0774-56-4003

木津川市 育英資金 年額 10,000円（入学時の1回限り） 学校教育課 0774-75-1230

宇治田原町 奨学金 一括 60,000円 学校教育課 0774-88-6612

通学費補助 バス区間による

京丹波町 育英資金 年額 120,000円以内 学校教育係 0771-84-0028

○ 無利子貸与（返還する必要があります）

宇治市 奨学資金 年額 162,000円(私立高校)(他制度併給は不可) こども福祉課 0774-20-8733

兵庫県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

(生徒1人あたり年額)

○ 兵庫県

対象者 京都府内に居住し、当該年10月1日現在、兵庫県の私立高等学校に在籍する方

支給額 生活保護世帯・年収590万円未満程度 6,000円(+就学支援金(国)396,000円=402,000円)
年収730万円未満程度 50,000円(+就学支援金(国)118,800円=168,800円)
年収910万円未満程度 25,000円(+就学支援金(国)118,800円=143,800円)

※問合せ先 京都府文教課(075-414-4520)

金融機関の教育ローン

○ 日本政策金融公庫

生徒一人当たり350万円以内(最長18年返済)教育一般貸付 利用条件(子どもの人数に応じた世帯年収等)

詳しくは 教育ローンコールセンター 0570-008656

問合せ先 京都支店 0570-058788、西陣支店 0570-061401、舞鶴支店 0570-061435

○ その他

郵便局、銀行、信用金庫、労働金庫、JAバンク等といった金融機関にも、教育ローンがあります。

各金融機関によって、貸付資格、貸付条件、貸付限度額、貸付利子等が異なります。各金融機関にお問い合わせください。

参 考

就学支援金(国)・あんしん修学支援制度(府)の支援の対象となる世帯の年収目安

| | 子の人数 | 標準世帯年収 910万円相当 | 標準世帯年収 590万円相当 |
|-------------------------|--|-------------------|-------------------|
| 両親のうち 一方が働いて いる場合 | 子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合 | ～約950万円 | ～約640万円 |
| | 子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約960万円 | ～約650万円 |
| 両親共働き の場合 | 子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合 | ～約1030万円 | ～約660万円 |
| | 子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合 | ～約1070万円 | ～約720万円 |
| | 子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合 | ～約1090万円 | ～約740万円 |

※ 標準世帯：両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合

※ 子について：中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合

※ 給与所得以外はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合

病気・失職等の影響により学費を負担している方の経済的状況が変化し、学費納付が困難となった場合、また、期日までに申請が困難となった場合等は各学校にお尋ねください。

京都府の私立高等学校には、各学校独自の奨学金制度があります。金額、資格、条件及び手続きについては、学校によって異なります。各学校にお尋ねください。

令和5年6月

京都府私立中学高等学校連合会 京都府私立中学高等学校経営者協会

京都市下京区室町通高辻上 京都私学会館内
TEL 075-344-0385 FAX 075-344-0386